

【令和7年8月発行】

令和8年度 保育園・認定こども園のご案内



榛東村マスコットキャラクター しんとうちゃん

【一次募集期間】

令和7年9月8日(月) ～ 令和7年9月30日(火)

【問い合わせ先】

榛東村役場 住民生活課 児童福祉係

TEL: 0279-26-2494 (直通)

北群馬郡榛東村大字新井790番地1



榛東村ホームページ

目次

1	保育園とは	3
2	認定こども園とは	3
3	入所要件	3
4	保育時間	4
5	クラス編成	5
6	申込み時提出書類	5
7	入園までの流れ	6
8	令和8年4月入所の申込み受付	7
9	育児休業明け復職による入所の申込み受付	7
10	上記以外の理由による年度途中入所の申込み受付	8
11	榛東村外の保育所等への申込み（広域入所）	8
12	保育料	9
13	副食費	10
14	産前産後期間の利用	10
15	入所後の届出・手続き等	11
16	個人番号（マイナンバー）	11
17	Q&A	12
18	その他の保育サービス	14
19	村内保育園・認定こども園一覧	16

1 保育園とは

保育園とは、保護者の仕事や病気等により、0歳から就学前の保育を必要とする児童に対して、保護者に代わって保育を行う施設です。家庭・地域と連携し、安心できる豊かな環境の中で主体的な営みを保障する養護と、幼児期にふさわしい経験を通して、学びへ向かう資質を身につける教育が一体となって営まれているのが特徴です。

2 認定こども園とは

認定こども園とは、0歳から就学前の保育を必要とする児童に対して保護者に代わって保育を行う保育園と、保育の必要の有無に関わらず満3歳から就学前の児童の教育を行う幼稚園が、一体的に児童の保育・幼児教育を行う施設です。3歳以上児については、両者一体として保育・教育を行います。

3 入所要件

・保育園・認定こども園（保育部分）の入所要件

以下の①～②の条件全てに該当する方が申し込みできます。

・認定こども園（幼稚園教育部分）の入所要件

以下の条件のうち、①に該当する方が申し込みできます。

- ① 入所する月の初日に本村に住所登録があること。
- ② 保護者が次のいずれかの事情で児童を保育することができない家庭であること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 1か月に64時間以上仕事をしている
(原則1日4時間以上かつ週4日または月16日以上就労が必要)(2) 妊娠中または出産後である(出産前2か月から出産後2か月まで(多胎児の場合、出産前4か月から出産後2か月まで))(3) 病気やけが、または心身の障害による(4) 同居または長期入院等の親族の介護・看護にあたっている(1か月に64時間以上の介護・看護が必要)(5) 火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっている(6) 仕事を継続的に探している(2か月まで)(7) 学校に在学しているまたは職業訓練を受けている(1か月に64時間以上の就学・訓練が必要)(8) 保護者が児童に対して虐待を行っている、保護者が配偶者からDVを受けている、またはその恐れがある |
|--|

※①の要件を満たさずに本村の保育園・認定こども園を希望する場合は「広域入所」となりますので、お住まいの自治体でお手続きをお願いします。

※保育園・認定こども園（保育部分）は、入所後であっても児童の家庭での保育が可能となれば退所となる可能性があります。

4 保育時間

保育時間は、保護者の保育必要量に応じて以下のとおり認定します。保育士の負担軽減のため、保育必要量を超えて保育園を利用することはお控えください。

認定時間を超えて保育が必要となる場合は、保育園・認定こども園に事前に相談のうえ、延長保育の申請等を行ってください。

① 保育標準時間（午前7時から午後6時）

要件：月120時間以上の就労・就学、妊娠・出産、災害復旧、虐待、重度な疾病・障害・介護

② 保育短時間（午前8時から午後4時）

要件：月64時間～120時間の就労・就学、求職活動、軽度な疾病・障害・介護、育児休業中の継続利用

※就労時間が月120時間未満であっても、勤務時間帯により送迎時間が超過する場合は標準時間となります。

【認定事由ごとの時間区分と利用可能期間について】

事由	時間区分	利用可能期間
就労	保育標準時間（月120時間以上） 保育短時間（月64時間以上120時間未満）	小学校就学前まで
妊娠・出産	保育標準時間	出産予定月を含めた4か月間（多胎児の場合、出産予定月を含めた6か月間）
疾病・障害	保育標準時間	必要と認められる期間
介護・看護	保育標準時間（月120時間以上） 保育短時間（月64時間以上120時間未満）	必要と認められる期間
災害復旧	保育標準時間	必要と認められる期間
就学	保育標準時間（月120時間以上） 保育短時間（月64時間以上120時間未満）	在学期間
求職活動	保育短時間	2か月
育児休業	保育短時間	育児休業期間

5 クラス編成

保育所等のクラスは、令和8年4月1日現在の年齢で決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。令和8年度は下表のとおりです。

生 年 月 日	クラス年齢
令和2(2020)年4月2日 ~ 令和3(2021)年4月1日	5歳
令和3(2021)年4月2日 ~ 令和4(2022)年4月1日	4歳
令和4(2022)年4月2日 ~ 令和5(2023)年4月1日	3歳
令和5(2023)年4月2日 ~ 令和6(2024)年4月1日	2歳
令和6(2024)年4月2日 ~ 令和7(2025)年4月1日	1歳
令和7(2025)年4月2日 ~ 令和 年 月 日	0歳

6 申込み時提出書類

申込みにあたっては、以下の書類が必要になります。

- ① 令和8年度（保育所・幼稚園・認定こども園）入所申込書（現況届）
- ② 保育が必要であることを証する書類

保護者の状況	添 付 書 類
就労・就労予定 育児休業明け復職	就労証明書または内定通知書 ※内職・農業の場合、給与明細書や出荷伝票等を添付 ※自営業の場合、開業届等の写しを添付 ※就労証明書は村ホームページからダウンロード可能
出産	母子手帳の写し（出産予定日が記載されているページ）
傷病・障害	診断書、障害手帳
介護・看護	診断書、介護・看護状況申告書
就学・職業訓練	在学証明書および時間割
求職活動	なし（ただし、入園から2か月以内に就労証明書等を提出する必要があります。）

- ③ 広域入所を必要とする理由書（村外の保育園、認定こども園を申し込む場合）

※その他必要に応じて書類の提出を求める場合がございます。

7 入園までの流れ

(1) 施設見学

各施設の特色や保育方針をご理解いただく上でも、入所申込みの前に希望する施設を必ず見学してからお申込みください。施設見学の際は、園の雰囲気や行事内容、必要となる諸経費などを十分確認してください。また、児童に関することで気になることがある場合も、事前に希望する施設に相談することをおすすめします。

※ 施設見学の申込みにつきましては、直接各施設にお問合わせください。なお、日程については、各施設の都合もあります。なるべく日程に余裕を持ち対応してください。

※ 申請時には第一希望から第三希望まで記入することができますので、希望する全ての園を見学することをおすすめします。

(2) 入所申込み

希望する園が決まり次第、申請書に必要な書類を添えて役場にご提出ください。

入所を希望する月の2か月前までにご提出ください。

(例) 10月からの入所を希望する場合→7月末までに書類を揃え役場に提出。

(3) 利用調整

利用の可否は、申込順ではありません。提出された書類をもとに、榛東村の基準により数値化し、点数の高い方から入所が内定します。

なお、認定こども園の幼稚園機能を利用する方は、施設が入所決定を行いますので、希望する施設へ直接お問い合わせください。

(4) 利用調整の結果を通知

利用調整の結果（内定の可否）を保護者へ通知します。

8 令和8年4月入所の申込受付

令和8年4月入所の申込受付は以下のとおり行います。受付期間以外での申込書類の受付は原則できませんのでご注意ください。新規申込みについては、以下に関わらず役場住民生活課に提出してください。

- ① 申込書類配布 配布場所：役場住民生活課、各保育園・認定こども園
配布時期：令和7年9月1日（月）から
配布時間：8時30分～17時15分（役場）
8時30分～17時30分（保育園・認定こども園）
※ホームページからダウンロードもできます。

② 申込書類受付

○一次募集 受付場所：役場住民生活課、
継続して利用を希望する保育園・認定こども園

受付期間：令和7年9月8日（月）から
令和7年9月30日（火）まで
受付時間：8時30分～17時15分（役場）
8時30分～17時30分（保育園・認定こども園）
結果通知：令和7年12月中旬頃

○二次募集 受付場所：役場住民生活課
受付期間：令和8年1月 7日（水）から
令和8年1月16日（金）まで
受付時間：8時30分～17時15分（役場）
結果通知：令和8年1月末頃

9 育児休業明け復職による入所の申込受付

育児休業明け復職による年度途中入所の申込受付を以下のとおり行います。該当のある方については内容をご確認のうえ、必ず受付期間内に申込みください。

① 対象者

令和8年度中に父母が育児休業明け復職することに伴い、年度途中の入所を希望する方。（※出生前でも母子手帳の発行があれば申請可能。）

② 申込書類受付

○一次募集 受付場所：役場住民生活課、
継続して利用を希望する保育園・認定こども園
受付期間：令和7年9月8日（月）から
令和7年9月30日（火）まで
受付時間：8時30分～17時15分（役場）
8時30分～17時30分（保育園・認定こども園）
結果通知：令和7年12月中旬頃

○二次募集 受付場所：役場住民生活課
受付期間：令和8年1月 7日（水）から
令和8年1月16日（金）まで
受付時間：8時30分～17時15分（役場）
結果通知：令和8年1月末頃

10 上記以外の理由による年度途中入所の申込受付

上記対象者以外で令和8年5月以降に入所を希望する方の申込受付は以下のとおり行います。受付期間以外での申込書類の受付はできませんのでご注意ください。

- ① 申込書類配布 配布場所：役場住民生活課、村内保育園・認定こども園
配布時期：令和7年9月1日（月）から
- ② 申込書類受付 受付場所：役場住民生活課
受付期間：令和8年2月1日以降かつ入所希望月の2か月前まで

11 榛東村外の保育所等への申込み（広域入所）

榛東村外の保育施設への入所を希望する場合も、榛東村へ申し込みください。

なお、村外の保育施設を希望する場合、希望する保育所等が所在する市町村によって入所要件や受付期間・方法等が榛東村と異なります。また、希望施設の市町村が定める要件に当てはまらない場合は、申し込みができません。

広域入所を希望する方は、まずは事前に住民生活課保育担当までご相談ください。

※求職活動を理由とする申し込みはできません。

※村内と村外の保育所等を同時に申し込むことはできません。

※施設所在地の児童を優先的に入所決定されるため、入所優先は低くなります。

1 2 保育料

榛東村では、令和6年4月から保育料の無償化を実施しています。

○無償化の対象者

次の条件全てに当てはまる方

- ・ 榛東村に住所を有し、居住していること。
- ・ 榛東村から「保育の必要性の認定」を受けていること。

○必要な手続きなど

(1) 保育所・認定こども園等を利用する場合

手続き不要で保育料が無償となります。

(2) 認可外保育施設等・企業主導型保育事業所を利用する場合

2号認定の場合は月額 37,000 円、3号認定の場合は月額 42,000 円を上限に村が補助金を支給します。(保護者が一度負担する必要があります)

・ 手続き

「保育の必要性の認定」を受けるために、申請書と就労証明書を提出してください。

・ 補助金の請求方法

① 利用した施設等へ保育料等の支払い(保護者→施設)

② 利用の翌月以降、請求書に領収書など施設への支払いが分かるものを添えて、村に提出(保護者→村)

※領収書はなるべく3か月分をまとめて請求してください

(例) 4、5、6月分→7月中にまとめて提出

③ 請求書提出から、1か月前後で指定の口座へ支払い(村→保護者)

※補助対象経費は「保育料」のみです。給食費やその他経費(レッスン代や英会話教室等の費用)等は補助対象外です。

1 3 副食費

令和6年4月より全ての児童を対象に保育料が無償化となりましたが、一時預かりや食材料費、行事費などの一部の費用については、これまでと同様に保護者の皆様の負担となります。

副食費の負担は3歳～5歳児クラスの児童が対象となります。利用している施設が定める額を、利用している施設が定めた方法で施設に納付していただきます。金額や納付方法等につきましては、利用している施設にお問い合わせください。

※0歳～2歳児クラスの児童の副食費は保育料の中に含まれていますので、自己負担はありません。

○副食費の免除制度について

世帯年収360万円未満相当の児童、第3子以降の児童などの条件に該当する児童は、副食費が免除となります。

詳しくは住民生活課までお問い合わせください。

1 4 産前産後期間の利用

母親の妊娠・出産の期間限定で保育施設等に申込むことができます。

利用可能期間は、出産予定月を含めた4か月間です。

(例) 出産予定日が8月の場合

(1) 7、8、9、10月の4か月間

(2) 6、7、8、9月の4か月間

※どちらの期間にするのかは保護者が選択できます。

※多胎児の場合は6か月

※認定後、出産日が予定日と変わっても、認定期間は変更できません。

15 入所後の届出・手続き等

入所後に申込内容に変更が生じたときや退所するときは、以下の手続きが必要です。

- ① 就労時間の変更等により申込内容に変更が生じたとき
 - (1) 提出書類：支給認定変更申請書（様式は役場住民生活課にあります。）
 - (2) 提出期限：変更前月の25日まで
 - (3) 提出先：役場住民生活課
 - (4) 変更月：翌月の1日から

- ② 退所するとき
 - (1) 提出書類：保育実施解除願（様式は役場住民生活課にあります。）
 - (2) 提出期限：退所前月の25日まで
 - (3) 提出先：役場住民生活課

16 個人番号（マイナンバー）

個人番号（マイナンバー）は、入所の申込みの際に必要なになりますので、書類提出の際は児童を除く世帯全員の番号の記入をお願いします。

17 Q&A

Q1 求職中ですが、保育園に申込みはできますか？

A 申込みは可能です。ただし、就労している等の保育の必要性が高い保護者のお子さんが優先となりますので、希望に添えない場合があります。

また、求職中に保育園へ通うことができる期間は2か月間となります。期間が終了する前に就労証明書を住民生活課まで提出してください。月64時間以上の仕事に就けば、継続して保育所等を利用することが可能です。就労できない場合、お子さんは退所となってしまいますのでご注意ください。

Q2 今後、榛東村に転入予定ですが、転入前に申込みはできますか？

A 申込みは可能です。ただし、入所月の1日時点で本村に住民登録がない場合は、申込みが無効となり、入所を取り消します。

※転入手続きが1日以降になっても、異動日が1日であれば申込みは有効です。

Q3 利用申請する際に、見学していない施設を希望することはできますか？

A 申請することは可能ですが、入所後に、「保育内容が合わない」、「保育料以外の実費負担の内容を聞いていなかった」、「アレルギーの対応ができない」などといったことがないように、お子さんを連れての希望施設への見学を強くお勧めしております。

特に、お子さんの健康やアレルギー等に関し、日常生活で留意されることがあれば見学時に必ずご相談ください。

なお、見学される際は、事前に希望施設へ電話予約してください。

Q4 保育園の空き状況を教えてください。

A 具体的な人数等はお答えしておりませんが、おおよその空き状況をお伝えしております。住民生活課又は希望する施設へお問い合わせください。

Q5 兄弟で利用申込みを行う場合、就労証明書は人数分必要ですか？

A 勤務先等に人数分の証明をしていただく必要はありません。保護者の方それぞれ1部ずつ用意してください。

Q6 2か所の会社で働いています。就労証明書は2つ必要ですか？また、時間区分の判断は2か所の勤務時間を足した時間で判断するのでしょうか？

A 就労証明書は2つ必要です。また、標準時間・短時間などの保育必要量の判断は、2か所の勤務時間を足した月の就労時間で判断します。

Q7 出生前でも申込みはできますか？

A 出生前のお子さんも母子手帳交付後であれば申込みことはできます。申請書に母子手帳の写しを添付してお申込ください。

Q8 認定区分や時間区分の変更がある場合は手続きが必要ですか？

A 支給認定の内容に変更がある場合、支給認定変更申請書の提出が必要となります。まずは、住民生活課にお問い合わせください。

Q9 現在、保育所等を利用している子がいて、下の子の出産を予定しています。出産後に下の子の育児休業を取得する場合、現在利用している子は継続して保育園等を利用することはできますか？また、継続するにあたり、期間の上限はありますか？

A 下の子を出産し、育児休業を取得した場合でも、上の子を継続して保育園等に通わせることは可能です。また、育児休業取得中に継続して利用できる期間は、下の子が1歳になった後、最初に迎える3月31日までとなります。その後、育休復帰等をせずに利用することはできませんのでご注意ください。

Q10 病気のため、診断書を提出しますが、病名や症状のほかに、何か書いてもらうことはありますか？

A 家庭で保育ができない状況（可能な限り詳細に）と療養期間の記載をお願いします。

Q11 食物アレルギーがある場合、対応は可能ですか？

A 村内の保育所等では、園ごとに対応が異なりますので、申込みの前に各施設へご確認ください。

Q12 認定こども園に通っています。施設はそのまま、1号認定から2号認定へ変更をしたいのですが、可能ですか？（2号認定から1号認定へ変更も含む）

A 変更することは可能です。ただし、1号認定と2号認定では定員が異なり、定員の管理は各施設で行っているため、変更が可能かどうかをまずは通われている施設へご相談ください。施設で変更が可能な場合は、必要書類をそろえて住民生活課までご提出ください。

18 その他の保育サービス

○病後児保育

児童が病氣中または病氣の回復期において、保護者が勤務の都合等により家庭での保育が困難なときに、保護者に代わって看護師等が保育を行うものです。

- 《 施設 》 病後児保育施設こもれび（榛東中央こども園隣地）
- 《 対象 》 児童が村内に在住または村内の児童福祉施設を利用、もしくは保護者が村内で勤務している児童で中学校就学前の児童
- 《 利用料 》 1日あたり 1,500 円（昼食代別）
- 《 補助金 》 小学校就学前の児童は、1日あたり 2,000 円を上限として利用料の 2/3 の村からの補助があります。
- 《 申請・お問合せ 》 病後児保育施設こもれび（☎0279-55-0008）

○一時預かり

保育園等に入っていない子どもを一時的に預けることができます。

（利用は週に3日以内まで）

- 《 施設 》 村内4園全て
- 《 対象者 》 保育園等に入園していない児童
- 《 申請 》 直接施設で申請します。お子さんの状況を把握するために事前に打ち合わせが必要になります。
- 《 料金 》 3歳未満児 2,000 円（1日あたり）
3歳以上児 1,500 円（1日あたり）
- 《 時間 》 8:30～17:00 {月曜日から金曜日（祝日、年末年始等は休み）}

○子育て支援センター

子育て支援センターでは、親子の交流促進や子育て相談の援助を行っています。

園の行事に参加したり（行事カレンダーがあります）、専用のお部屋で先生と遊んだりできます。

《 対象 》 乳幼児と保護者

《 開催日 》 月曜日から金曜日（祝日、年末年始等は休み）

《 施設一覧 》 下記施設に直接お問い合わせください。

《 料金 》 無料

名称	場所	電話番号	開所時間
コアラクラブ	榛東北部こども園内	0279-54-2900	昼休みを除く 9:00～16:00
ひよこクラブ	榛東中央こども園内	0279-55-0008	
コスモスクラブ	榛東南部こども園内	0279-54-2572	
わくわくクラブ	ひこばえ保育園内	0279-26-9821	

19 村内保育園・認定こども園一覧

保育園名	榛東北部こども園	榛東中央こども園	榛東南部こども園	ひこばえ保育園
区分	認定こども園 (幼保連携型)	認定こども園 (幼保連携型)	認定こども園 (幼保連携型)	保育所
公私	私立	私立	私立	私立
定員(名)	115	125	145	105
郵便番号	370-3501	370-3502	370-3504	370-3503
所在地	長岡 1109	山子田 2531-19	広馬場 1763-1	新井 2400-1
電話番号	0279-54-2900	0279-55-0008	0279-54-2572	0279-26-9821
受入可能月	生後8週	生後8週	生後8週	生後6か月
開所時間	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00	7:00~19:00
支援センター	○	○	○	○
一時預かり	○	○	○	○
延長保育	○	○	○	○

※保育園内容等については、各園にお問い合わせください。

村内保育園・認定こども園のご案内

★榛東北部こども園 17 ページ
(幼保連携型認定こども園)

★榛東中央こども園 18 ページ
(幼保連携型認定こども園)

★榛東南部こども園 19 ページ
(幼保連携型認定こども園)

★ひこばえ保育園 20 ページ

榛東北部こども園

<幼保連携型認定こども園>

設置主体	社会福祉法人榛正会
開設年月	平成21年4月1日
定員数	115名
住所	北群馬郡榛東村長岡1109番地
電話番号	TEL 0279-54-2900 FAX 0279-20-5021 URL https://www.ans.co.jp/n/shintohokubu/
支援センター	子育て支援センター コアラクラブ



(長岡信号機を西に上がって600m左)

《教育・保育時間》

時間区分	教育・保育時間	延長保育	土曜保育
教育標準 (1号認定)	8:00~14:00	14:00~19:00	
保育標準 (2.3号認定)	7:00~18:00	18:00~19:00	7:00~19:00
保育短時間 (2.3号認定)	8:00~16:00		

理念

子どもの人権を尊重し、地域社会との交流を図るとともに、より質の高い幼児教育・保育を目指す。

《楽しい園の行事》

教育・保育目標

～ めざす子どもの姿 ～

健康で生き生きした子どもに育てる

春 入園式・ポチっとくん体操
人形劇・上野動物園(年長児)

夏 カレーパーティー・夏祭り
すいか割り・お泊り保育

秋 運動会・おだんごパーティー
りんご狩り・さつまいも掘り

冬 おもちつき・
ひなまつりコンサート
茶道教室・卒園式

たくましい子

心豊かな子

考える子

教育・保育方針

あそび

榛東村の恵まれた自然環境の中で思う存分遊ぶ。
色々な体験を通して生きる力と豊かな心を育てる



はだし

床の上や芝生、土の上を
しっかり蹴って歩き、足
の裏の刺激により全身の
発育を促す

異年齢児交流

0歳児から5歳児までの
子どもの交流を充分に取り
入れ、あこがれや思いやり
の気持ちを育てる



英語であそぼう

幼少期から楽しみながら
英語に親しみ、異なる
文化や多様な人々を知る
機会が増え国際的な
感覚を養う

一時預かり

保護者が週2～3日のパートに出る場合や、病気や急な用事が出来た時、一時的に家庭保育が出来ない場合、またお母さんの育児疲れやご家庭で生活上保育が必要な時に、保育園が変わって児童を保育する制度です。
※ご利用は有料になりますので詳細は園までお問合せください。

子育て支援センター コアラクラブ

親子ふれあい保育、親子同士の交流、育児相談等
子育て中の親子を支援しています。

ふれあい保育・育児相談 9:00～12:00

月～金 13:00～16:00

(電話・面接) 土 9:00～12:00

※ご利用は無料です。

榛東中央こども園

施設設置者	社会福祉法人 榛栄会
住所	北群馬郡榛東村山子田 2 5 3 1 - 1 9
電話番号	0 2 7 9 - 5 5 - 0 0 0 8
FAX 番号	0 2 7 9 - 5 5 - 0 0 1 0
URL	https://shinei-kai.jp

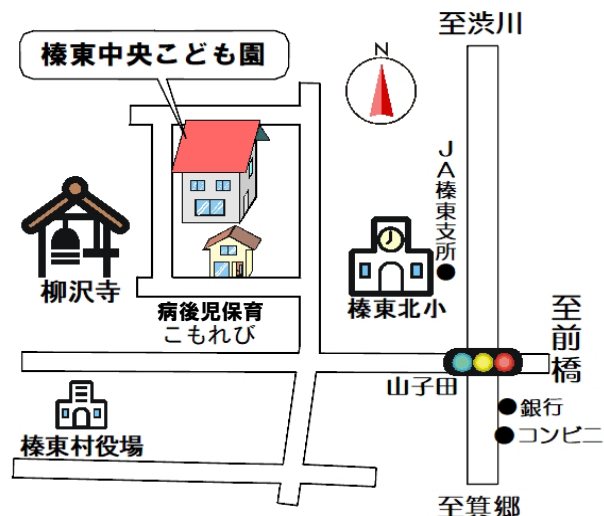
【教育・保育時間】

時間区分	教育・保育時間	延長保育	土曜保育
教育標準 (1 号)	8:00~14:00	14:00~19:00	
保育標準 (2,3 号)	7:00~18:00	18:00~19:00	7:00~19:00
保育短 (2,3 号)	8:00~16:00		

【教育・保育理念】

子どもをひとりの人格として大切に関わることを基本とし、園での生活を通して、教育と保育を一体的に行い、生きる力の基礎を育成する。子どもの最善の利益を考え、その生活を保障し、保護者と共に園児の心身ともに健やかな成長を促す。

【保育目標】 ◎心豊かな子 ◎元気な子 ◎考えられる子



【病後児保育「こもれび」】

○病気の回復期で集団活動にはまだ戻れない幼児、小学生が利用できます。費用の 2/3 は村より補助。

こんな子どもたちに！

- 生き生きと感動できる子ども
- 木や草花、小動物に興味を持ち、大切に育てたり楽しくかかわったりする子ども
- 美しさを感じ、工夫して創造できる子ども
- 表現活動を通して、リズム等を楽しめる子ども
- 友だちを思いやり、助け合い、協力し合える子ども
- 自分が愛されていることを知り、自分も友だちも好きになれる子ども
- 約束を守り、あいさつができる子ども

職員が大切にしていること！

- ゆったりとした保育を行う
【いつも笑顔で言葉はやさしく行動は敏速に！】
- 園全体の生活リズムを通して異年齢交流の和と五感の芽生えを大切にする
- こども園が快く楽しいところであり、成長に必要なたくさんの経験ができるようにする
- 人間性豊かな子どもの成長を願って環境を整備し、自然や伝承文化の触れ合いを大切にする
- 自己肯定感、非認知能力を育み、困難を乗り越え意欲を持って生きる子どもを育てる

【特色ある活動】……心身ともに調和の取れた発達を促す「豊かな体験活動」の重視

- 野菜の栽培活動を通じた食育活動の推進
- 3 歳以上児、ネイティブスピーカーによる週 1 回の「英語遊び」
- 5 歳児による「和太鼓」の演奏活動
- 5 歳児 (4 歳児は秋から) 週 1 回の「スイミングスクール」や体操遊び・ダンスなどを取り入れた身体づくりなど

【一時預かり保育事業】

- 通院や介護、リフレッシュなどで週 3 日まで利用可。未満児 1 日 2,000 円 以上児 1,500 円

【榛栄会のおいしい給食！】

- 自園調理で、「ニラ納豆」「ニンジンたらこ」「マグロの五色揚げ」など、人気メニューが豊富！
- 離乳食やアレルギー食にも対応。生活管理指導票によるアレルギー品目の除去食の提供

【子育て支援センター「ひよこクラブ」】

- 子育ての不安を解消したり、子育てに必要な知識を得たり、親子の愛を深めたりして、子どもと共に成長できる、憩いの場です。
- 子育て中の方なら無料で誰でも、利用できます。
- 月に 1 回、「ひよこ Café」やっています。詳しくはホームページをご覧ください。



榛東南部こども園

施設設置者	社会福祉法人 榛栄会
住 所	北群馬郡榛東村広馬場1763-1
電話番号	0279-54-2572
FAX 番号	0279-30-6110
URL	https://shinei-kai.jp

【教育・保育時間】

時間区分	教育・保育時間	延長保育	土曜保育
教育標準 (1号)	8:00~14:00	14:00~19:00	
保育標準 (2/3号)	7:00~18:00	18:00~19:00	7:00~19:00
保育短 (2/3号)	8:00~16:00		

【教育・保育理念】

子どもをひとりの人格として大切にに関わることを基本とし、園での生活を通して、教育と保育を一体的に行い、生きる力の基礎を育成するとともに、子どもの最善の利益を考え、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成する。

【保育目標】 ◎心豊かな子 ◎元気な子 ◎考えられる子



こんな子どもたちに！

- 生き生きとした子ども
- 木や草花、小動物に興味を持ち、大切に育てたり楽しくかかわったりする子ども
- 美しさを感じ、工夫して創造できる子ども
- 自分の表現活動を通してリズムを楽しめる子ども
- 友だちを思いやり、助け合い、協力し合える子ども
- 自分が愛されていることを知り、自分も友だちを好きになれる子ども
- 集団生活の中で最後まで頑張れる子ども
- 約束を守り、あいさつができる子ども
- 意欲を持って、友だちと協力しながら、新しいことに挑戦していく子ども

職員が大切にしていること！

- ゆったりとした保育を行う
【いつも笑顔で言葉はやさしく行動は敏速に！】
- 園全体のリズムを通して異年齢交流の和と五感の芽生えを大切にする
- こども園が楽しく楽しいところであり、成長に必要なたくさんの経験ができるようにする
- 人間性豊かな子どもの成長を願って環境を整備し、自然や伝承文化の触れ合いを大切にする
- 認知能力と非認知能力の密接な関連を意識し、一体的な育成を目指す

【特色ある活動】……心身ともに調和の取れた発達を促す「豊かな体験活動」の重視

- 野菜の栽培活動を通じた食育活動の推進
- 3歳児以上、ネイティブスピーカーによる週1回の「英語遊び」
- 5歳児による「和太鼓」の演奏活動
- 5歳児（4歳児は11月から）による毎週1回の「スイミングスクール」や体操遊び・ダンスなどを取り入れた身体づくり など

【榛栄会のおいしい給食！】

- 自園調理で、「ニラ納豆」「ニンジンたらこ」「マグロの五色揚げ」など、人気メニューが豊富！
- アレルギー食や離乳食にも対応。生活管理指導票によるアレルギー品目の除去食の提供

【一時預かり保育事業】

- 通院や介護、リフレッシュなどで週3日まで利用可。未満児1日2,000円以上児1,500円

【子育て支援センター「コスモスクラフ」】

- 子育ての不安を解消したり、子育てに必要な知識を得たり、親子の愛を深めたりして、子どもとともに成長できる、憩いの場です。
- 妊婦さんや子育て中の方なら、誰でも無料で参加できます。
- 月に2回、お茶やお菓子を召し上がりながら、ゆったりとした時間を過ごせる「Café Day」も開催しています！





ひこばえ保育園

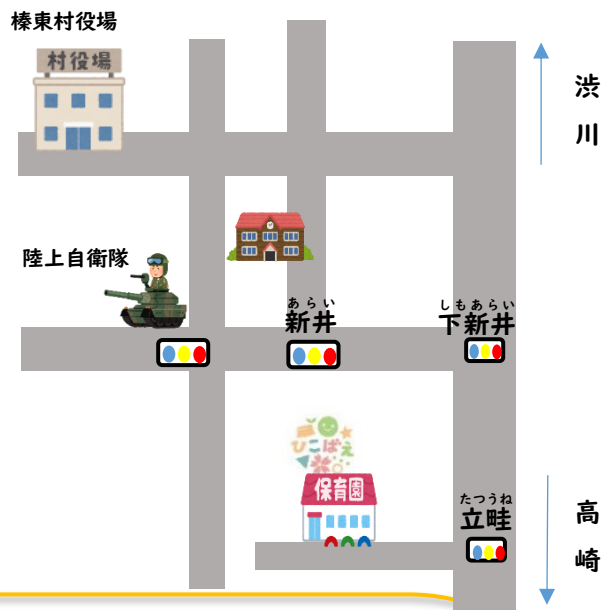
ホームページ QR



設置主体	社会福祉法人 みらい
開設年月日	令和 6 年 4 月
定員数	105 名
住所	北群馬郡榛東村新井2400番地 1
電話番号	0279-26-9821
ホームページ	https://hikobae-hoikuen.jp/
子育て支援センター	わくわくクラブ

＜保育時間＞

時間区分	保育時間	延長保育
保育標準時間	7:00~18:00	18:00~19:00
保育短時間	8:00~16:00	



保育目標

- ① 自由保育で健康で生き抜く力
- ② 自信を持って考えたり表現する力



自園給食

管理栄養士・調理師が子どもたちの成長を願い美味しく食べ易い給食を心を込めて作っています。子どもたちもよく食べほとんど完食です。手作りおやつも大人気！！

ひこばえの保育

子どもたち一人ひとりの自発的な好奇心と個性を尊重し、優しく温かな雰囲気の中で安心してのびのび過ごせる家庭的な保育を行っています。子どもたちが自発的に行う遊びや子ども同士のコミュニケーションの時間を重視し、子どもの興味を引き出す為の個別対応を大切にしています。



移動動物園

動物との触れ合いを通して子どもたちに優しさと思いやりの心を育ててほしいと願っています。子どもたちが動物に直接触れる、触るという体験を通してテレビや図鑑で見るだけでなく、自分の体で直接動物を知り、興味関心につなげてほしいと思っています。



うごキッズ・ひこばえ FITNESS・HIPHOP ダンス

子どもの興味関心が広がるよう沢山の経験体験を大切にしたいと考え、まず健康作りの面からのびのび身体を動かし、運動遊びを思い切り楽しんでいます。園独自のひこばえ体操で筋力や身体機能が向上します。

